

## 宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 宇部市及び山陽小野田市（以下「2市」という。）の水道事業の広域化に関する基本計画について検討するとともに、2市の水道事業広域化を推進するため、宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (設置団体)

第2条 検討委員会は、2市がこれを設置する。

### (所掌事項)

第3条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 水道事業広域化に関する基本的事項
- (2) 水道事業広域化に伴う課題に関する事項
- (3) 専門部会に関する事項
- (4) その他水道事業広域化に関し必要な事項

### (組織)

第4条 検討委員会の委員は、2市それぞれの水道事業を所管する公営企業の管理者及び公営企業職員をもって構成する。

- 2 前項に規定する公営企業職員の委員については、2市それぞれの公営企業の管理者が指名する。
- 3 前項の委員を変更した場合は、遅滞なく相手市の公営企業の管理者に報告しなければならない。
- 4 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 5 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 6 委員長は、会務を掌理し、検討委員会を代表する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会議は、構成者の2分の1以上の出席により成立する。
- 4 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の2市の職員を出席させ、説明を求めることができる。
- 5 委員長は、必要に応じて、2市の職員以外の者の出席を要請し、助言を求めることができる。

(専門部会)

第6条 第3条に定める検討委員会の所掌する事務を専門的に協議し、又は調整するため、当該検討委員会に専門部会を置く。

2 前項の専門委員会における協議及び検討は、宇部市水道局水道広域推進室と連携し、進めるものとする。

3 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、細則でこれを定める。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、宇部市水道局水道広域推進室で処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則 (第一次改正)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (第二次改正)

この要綱は、平成30年8月6日から施行する。

附 則 (第三次改正)

この要綱は、平成30年11月26日から施行する。

附 則 (第四次改正)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (第五次改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (第六次改正)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。